

住宅宿泊事業法の実施に係る他法令の手続きについて（必要な手続き）

NO	内容	手続きの理由・時期	お問合せ先	根拠法令
1	消防法令適合通知書の交付申請	届出住宅が消防法令に適合しているか、また事業の適正な運営を確保するため。 届出前	消防署又は消防本部	消防法
2	ごみ処理の取扱	事業活動に伴って生じた廃棄物は、「事業系ごみ」に分類されるため。 市町村によって異なる	市町村	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
3	所得税法に係る個人事業の開始届出	新たに事業を開始したとき。 事業の開始等の事実があった日から1月以内	税務署	所得税法
4	個人事業の開始届	個人事業者が事業を開始したとき。 事業の開始が発生した日から10日以内	県税事務所	地方税法

住宅宿泊事業法の実施に伴う他法令の手続きについて（該当する場合）

NO	内容	手続きの理由・時期	お問合せ先	根拠法令
1	水道使用の用途変更届出	水道の使用目的が変わったとき。 事業開始前	市町村	市町村水道条例等
2	食品営業許可の申請	食事を提供しようとするとき。 事業開始前	保健所	食品衛生法
3	温泉利用許可の申請	温泉を浴用又は飲用に提供しようとするとき。 事業開始前	保健所	温泉法
4	入湯税（温泉利用施設）	鉱泉浴場における入湯行為を提供したとき。 事業開始前	市町村	地方税法

※ ここに掲載している法令以外にも、住宅宿泊事業のサービス提供の内容や届出住宅の状況・立地により、手続きが必要となる場合があります。